

## 平成28年第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年7月29日(金)午後3時～
2. 開催場所 宇土市民体育館内 2階 会議室
3. 出席委員(18人)

会 長	平岡 孝雄		
委 員	小田 寿幸	谷山 次則	山下 洋幸
	西山 正治	杉内 錬之	白井 博行
	境 良一	竹下 清	福島 勝義
	佐美三 守	鎌賀 和夫	堀 城
	益田 信明	芥川 幸子	太田 桂子
	池田 弘美	浜口多美雄	
4. 欠席委員(7名)

	関 健一	今村 康晴	堀内 信也
	田代 良一	岩本 廣海	岩本 義行
	中山 一一		
5. 議事録署名者指名 平岡議長  
議事録署名委員 山下 洋幸 浜口 多美雄
6. 議 事
  - (1) 議案 第23号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案 第24号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案 第25号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (4) 議案 第26号 農用地利用集積計画の同意について
  - (5) 報告 第6号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
  - (6) 報告 第7号 農地の許可不要転用届の報告について
  - (7) その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	沼田 誠		
事務局次長	嶽本 圭司	参 事	濱田 綾

## 8. 会議の概要

事務局長 皆さん，こんにちは，定刻になりましたので，始めたいと思いますが，非常に暑い日が続きます。体調等をくずされた方もおられるようで，欠席者も多いようでございます。現在，災害に関しての農業施設関係の被災申請が，農林水産課の方で行っております。主に小屋，倉庫等の修復費の申請だと思っておりますが，現在の段階で 50 から 60 件前後の申出があっているようです。6月 20 日までの第 1 回目の申し込み分 23 件を現在，県に上げておりその配分結果が 7 月末日に通知があると担当者から聞いております。また，第 2 回目の要望を 8 月 19 日に締められる予定とのことでした。何分今回が初めてのことなので，県及び国も配分の対応が遅れ，また今後の内容もまだ変わることがあるとのこと。委員の方々にも被災者からの相談等があるかと思っておりますが，まだまだ交付決定までには時間がかかりますので，今だされている方は，申請はしていると思われていますが，配分が決定してからの県から国への申請になりますので，まだまだ時間が，かかるようですのでよろしくお願い致します。それでは，進めてまいります。本日は，18 名の方に出席を頂いております。25 名中 18 名の出席でございますので，過半数に達しており，本日の総会は，成立していることをご報告致します。それでは，次に会長挨拶となっております。平岡会長よりよろしくお願い致します。

平岡会長 こんにちは，今局長の方からお話がありましたが，大変熱い中であり若干名の欠席があっているようであります。それぞれに，地震・水害等がっております。それぞれに後片付け，色々な形でご多忙の中だと思います。そういう中で，本日の申請，案件についてもよくみてみますとアパートとか地震に関連した申請のように感じます。今後もそうしたいろんな形で，案件が出てくると思いますので，慎重審議のうえよろしく願いします。

事務局長 どうもありがとうございました。次に，議長選出と議事録署名人の指名となっております。議長は，宇土市農業委員会会議規則第 5 条により 平岡会長にお願い致します。

平岡議長 はい，それでは，平成 28 年第 6 回農業委員会総会を開会致します。しばらく本日の会議の議長を務めさせていただきます。まず議事録者署

名委員の指名であります。議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 はい、異議なし。

平岡議長 それでは、山下委員さんと浜口委員さんをお願いいたします。

各委員 はい。

平岡議長 只今より議案審議を行います。まず申請者の確認委員2名のどちらかの委員さんより申請内容について説明をお願いし、後から事務局から補足説明の上、可否の判断をして頂くという事になっております。各地区の確認委員さん方の説明をよろしくお願い致します。

平岡議長 それでは、今月の議案審議をお願いします。  
議案第23号農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する許可審議について、議題と致します。  
申請番号1番について、確認委員さんは佐美三委員と堀委員さんです。堀委員さんをお願いします。

堀委員 1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積 619㎡、耕作面積 15,465㎡、申請面積 619㎡、貸借形態 所有権有償、譲受理由、規模拡大、譲渡理由、経営縮小、家族2人、権利の種類 売買です。よろしく申し上げます。

平岡議長 堀委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。申請地までの通作距離は、100m、農業年数50年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は、米・みかんになります。以上です

平岡議長 はい、事務局からの補足説明は終わりました。申請番号1番について、皆さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号2番について、確認委員は、田代委員と杉内委員さんですので、杉内委員さんお願いします。

杉内委員 はい、2番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記、田 現況、田、登記面積2,690 m<sup>2</sup> 耕作面積83,846 m<sup>2</sup> 申請面積2,690 m<sup>2</sup>、貸借形態、所有権有償、譲受理由 規模拡大、譲渡理由 経営縮小 権利の種類、売買です。よろしくお願いします。

平岡議長 杉内委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明致します。申請地までの通作時間は、3分、平成13年に会社設立をしている農地所有適格法人であり、農機具も所有し、農作業従事者22名、主たる作物は、米・きゅうり、ネギ、キャベツになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 はい、異議なしということですので2番についても承認致します。

以上で、議案第23号については、2件すべて承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして、議案第24号 農地法第4条の規定による農地転用の権利移動を伴う許可申請に対する審議について議題と致します。

平岡議長 まず、申請番号1番について 確認委員は、堀内委員さんと池田委員さんですので、はい池田委員さんお願い致します。

池田委員 それでは、1番について説明致します。申請人、土地の所在地は、議案書のとおりです。登記 田，現況 畑，登記面積は、4筆ありまして、4筆合計の1,538 m<sup>2</sup>，転用目的，共同住宅 2棟の359.33 m<sup>2</sup>となっております。よろしく申し上げます。

平岡議長 はい、池田委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。地図は5ページです。申請人は、石橋町に居住する個人であり、申請地が市中心部に近く、生活環境が整い、共同住宅を建設するのに適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号2番について 確認委員さんは、堀内委員さんと谷山委員さんですので、・・・はい、福島委員さん

谷山委員 2番について説明いたします。申請人、土地の所在地は、議案書のとおりです。登記 畑，現況 畑，登記面積 361 m<sup>2</sup>，転用目的，アパート1棟 110.56 m<sup>2</sup>です。以上です。よろしく申し上げます。

平岡議長 谷山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明致します。地図は6ページです。申請人は、伊無田町に居住する個人であり、申請地は生活環境が整い、アパートを経営する上で適していると考え、今回の転用申

請となりました。申請地は、申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号2番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、2番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号3番について、確認委員さんは、竹下委員さんと今村委員さんですので・・・竹下委員さんお願いします。

竹下委員 申請人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記、田、現況、雑地、登記面積、647㎡、転用目的は、太陽光発電施設です。

平岡議長 竹下委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号3番について補足説明します。 地図は7ページです。申請人は、野鶴町に居住する個人であり、申請地が日当たりもよく太陽光発電施設を設置するのに適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、平成26年1月からすでに太陽光発電施設を設置してあり始末書添付の案件になります。申請地は、概ね300m以内に緑川駅がありますので第3種農地になると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号3番について、委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、3番についても承認を致します。

以上で、議案第24号については、3件すべて承認を得ましたので、

許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして、議案第25号です。農地法第5条の規定による農地転用の権利移動を伴う許可申請に対する審議について議題と致します。

平岡議長 まず、申請番号1番について 確認委員は、山下委員さんと西山委員さんですので、山下委員さんお願い致します。

山下委員 はい、1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 田、現況 畑、登記面積は、4筆合計の1,747㎡、権利の種類、所有権有償、売買、転用目的、アパート1棟331.50㎡です。よろしく申し上げます。

平岡議長 はい、山下委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。地図は13ページです。申請人は、松山町で不動産業を営む法人であり、申請地が、近隣に教育施設等が充実しており入居需要も高く共同住宅に適していること、また、ペット可の共同住宅のため入居者のためのドッグランを併設し今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途区域であるため、第3種農地になると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号1番について、委員さん方の意見はありませんか。

平岡議長 ドッグランというのは何ですか・・・

事務局 ペット可の共同住宅でありますので、ペットを遊ばせる施設になります。  
今回の当初申請において、全体の三分の二ほどが利用であとの部分のスペースが何も示してなかったもので、残り部分の必要性を申請業者に確認しましたところ、ペット用施設を併用するという事だったので追加の修正となっております。

平岡議長 はい、わかりました。他に何かご意見は、ありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 はい、異議なしという事ですので、1番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号2番について 確認委員は、山下委員さんと西山委員さんですので、・・・はい、山下委員さんお願い致します。

山下委員 はい、2番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 田、現況 畑、合計3筆ありまして、登記面積1,821㎡、権利の種類、所有権有償、売買、転用目的、共同住宅1棟556.40㎡です。よろしく申し上げます。

平岡議長 はい、山下委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明致します。地図は14ページです。こちらは、申請番号1番と近くになります。申請人は、玉名市に居住する個人であり、申請地が、住環境に優れアパートを経営するのに適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途区域であるため、第3種農地になると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号2番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 はい、異議なしという事ですので、2番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号3番について 確認委員は、山下委員さんと西山委員さんですので、・・・西山委員さんお願い致します。

西山委員 3番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 田、現況 田、登記面積447㎡、内

転用面積 447 m<sup>2</sup>，権利の種類，所有権有償，売買，転用の目的，個人住宅 97.71 m<sup>2</sup>です。よろしくお願ひします。

平岡議長 はい，西山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願ひ致します。

事務局 はい，申請番号 3 番について補足説明致します。地図は 15 ページです。申請人は，古保里町に居住する個人であり，現在アパート住まいで手狭になり，住宅地を探していたところ，申請地が，静かで適していると考え，今回の転用申請となりました。申請地は，周辺の宅地化の状況からみて，第 3 種農地の要件の区域に近接する農地であり，その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であるので第 2 種農地になると思われまひます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号 3 番について，委員さん方の意見はありまひせんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 はい，異議なしという事ですので，3 番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして，申請番号 4 番について 確認委員は，山下委員さんと西山委員さんですので，・・・西山委員さんお願ひ致します。

西山委員 申請番号 4 番について説明致します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は，議案書記載のとおりです。登記 田，現況 田，登記面積 4 筆合計で 103.37 m<sup>2</sup>，内転用面積 103.37 m<sup>2</sup>です。権利の種類，所有権有償，売買です。転用の目的，通路。よろしくお願ひします。

平岡議長 西山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願ひ致します。

事務局 はい，申請番号 4 番について補足説明致します。地図は，申請番号 3 番と同じ 15 ページです。申請地は，申請番号 3 番の住宅への進入路としての利用計画です。申請地は，4 つの筆からなりまひますが，道路に隣接する 2 筆が，第 3 種農地，隣接しない 2 筆が，第 2 種農

地になります。第3種農地は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500m以内に、花園小学校及び花園幼稚園があるため要件を満たしています。また、第2種農地は周辺の宅地化の状況からみて、第3種農地の要件の区域に近接する農地であり、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるので要件を満たしております。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号4番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 はい、異議なしという事ですので、4番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号5番について 確認委員は、福島委員さんと芥川委員さんですので、・・・はい、福島委員さんお願い致します。

福島委員 5番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりでございます。登記 田、現況 田、登記面積2筆合計で2,945㎡でございます。権利の種類、所有権有償、売買、転用目的は、宅地分譲13区画となっております。よろしく申し上げます。

平岡議長 福島委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号5番について補足説明致します。地図は、16ページです。申請人は、三拾町で不動産業を営む法人であり、申請地が宇土小学校や宇土中・宇土高校に近く、宅地分譲地に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地になると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号5番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 はい、異議なしという事ですので、5番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号6番について 確認委員は、堀内委員さんと池田委員さんですので、・・・はい、池田委員さんお願い致します。

池田委員 6番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりでございます。登記 田，現況 畑，登記面積2筆合計で1,170㎡，権利の種類，所有権有償，売買，転用目的，資材置場。よろしく申し上げます。

平岡議長 池田委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号6番について補足説明致します。地図は、17ページです。申請人は、栗崎町で建設業等を営む法人であり、現在使用していた資材置場を宅地として利用することになり、資材置場が不足したため、申請地が自宅に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

平岡議長 この物件は、以前、競売で出ていた所ですか。

事務局 はい、そうです。

平岡議長 畑として申請が出ていた所でしょ・・・まだ、一年は経っていないと思うが・・・それでいいのかな

事務局 はい、一年は経っていませんが、今回の熊本地震で今使っている資材置場を宅地にしなければいけなくなったということで、事情が変わったからと聞いております。

平岡議長 どうでしょうか。そうした事情ということでいいでしょうか

6番について、意見はありませんか。いいですか。

全委員 異議なし。

平岡議長 はい、異議なしという事ですので、6番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号7番について 確認委員は、竹下委員さんと今村委員さんですので、竹下委員さんよりお願い致します。

竹下委員 7番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりでございます。登記 田、現況 畑、登記面積 391 m<sup>2</sup>、内転用面積 391 m<sup>2</sup>、権利の種類、使用貸借権設定、転用目的は、個人住宅 123.12 m<sup>2</sup>以上です。よろしく申し上げます。

平岡議長 竹下委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号7番について補足説明致します。地図は、18ページです。申請人は、野鶴町に居住する個人であり、熊本地震で住宅が壊れ建て替えることになり、申請地が国道、学校にも近く適している考え、今回の転用申請となりました。おおむね300m以内に緑川駅がありますので第3種農地になると思われれます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号7番について、委員さんの意見はありませんか。

委員 これは、始末書案件になるのかな・・・

事務局 いえ、これは始末書案件ではありません。

委員 碎石をみんな敷いてあると思うが・・・

事務局長 はい、ここは、先ほどの4条申請の3番と同じ筆になりまして、平成26年に太陽光施設を設置されており4条申請のほうに、始末書を添付されております。当時の再生エネルギー施設に関しての届け出に勘違いをされておられたようですが、今回の申請を進めるのであれば以

前の太陽光施設についても正式に、今回に合わせて出して頂かないと難しい旨をお伝えしたところ、今回の申請に伴わせ、既設の太陽光施設については始末書案件の取り扱いで、同時に転用申請を出して頂きました。先ほどの事務局の補足説明のとおり第3種農地になるということですので転用には問題ないと思われま

平岡議長 はい、いいでしょうか

委員 はい、異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、7番について承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号8番について 確認委員は、池田委員さんと堀内委員さんですので、・・・はい、池田委員さんお願い致します。

池田委員 8番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 畑、現況 畑、登記面積、内転用面積共に1,154㎡、権利の種類、所有権有償、売買、転用目的、資材置場。よろしくお願

平岡議長 池田委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号8番について補足説明致します。地図は、申請番号19ページです。申請人は、北段原町で電気工業等を営む法人であり、申請地が交通の便もよく資材置場に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地でありその他の農地として第2種農地に位置づけられると思われま

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号8番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 8番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、9番について 確認委員は、西山委員さんと山下委員さんですので、・・・はい、西山委員さんお願い致します。

西山委員 9番について説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載とおりで。登記 田、現況 田、登記面積、635 m<sup>2</sup> 内 転用面積 635 m<sup>2</sup>、権利の種類、使用貸借権設定、転用目的、個人住宅 112.61 m<sup>2</sup>です。以上です。

平岡議長 西山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号9番について補足説明致します。地図は、申請番号20ページです。申請人は、松山町に居住する個人であり、住宅を建設する計画をしたところ、申請地が実家に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請面積は635 m<sup>2</sup>ですが、湧水排水路に使用する面積が96.85 m<sup>2</sup>ありますので、有効敷地面積は538.86 m<sup>2</sup>となります。申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、且つ500m以内に、花園小学校及び花園幼稚園があるため第3種農地になります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。  
申請番号9番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので、9番についても承認を致します。  
以上で、議案第25号については、9件すべて承認を得ましたので許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして、議案第26号です。農用地利用集積計画の同意について、を議題と致します。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明の前に31番の上から3筆目の面積が144 m<sup>2</sup>ということになっ

ていますが、実際は、114㎡だったものですから、別紙で一枚差し替え分をお配りしております。こちらの方を見ていただきたいと思います。その数値が変わるので合計面積等も変わって来ますのでこちらの方でご確認下さい。それでは、説明致します。番号31番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、樹園地、面積、3筆計の1,703㎡、平成28年7月29日から平成33年7月28日までの5年間の賃貸借権の再設定で、借賃が3筆で10,000円になります。番号32番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目、樹園地、面積が12,384㎡、平成28年7月29日から平成33年7月28日までの5年間の賃貸借権の再設定で、借賃は、1筆当り100,000円となっております。続きまして、同じページの下の方の利用権設定等状況一覧表となっております。こちらが、今月の利用権の一覧表です。それと、22ページの2裏面になりますけども、こちらのページ左側が今月の農用地利用権設定となっております。合計だけを読み上げますと利用権の設定が、61,133㎡、それと、ページ右側が、1月からの累計となっております。合計だけを読み上げますと利用権の設定が、147,575㎡、所有権の移転が1,734㎡となっております。以上です。

平岡議長 それでは、事務局からの説明は終わりました。委員さん方の意見はありませんか

全員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、議案第26号については、同意致します。以上で、議案第26号については同意したことを市へ通知します。

平岡議長 続きまして、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告について議題とします。それでは事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告致します。番号1番、解約農地は、議案書のとおりです。地目が、田、面積が1,563㎡と1,382㎡の2筆となっております。賃貸人・賃借人も議案書のとおりです。平成28年7月12日付け、第5条申請の為の解約となっております。以上です。

平岡議長 はい、続きまして、報告第7号です。農地の許可不要転用届の報告に

ついて、を議題とします。それでは、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、申請番号1番について説明致します。届出農地、転用者、所有者は、議案書記載のとおりです。農地面積1,584㎡のうち199.5㎡を堆肥置場に転用するものです。農地法施行規則において自己所有地の200㎡未満の農業用施設においては、農地法第4条及び第5条の許可不要とされていますので、報告致します。以上です。

平岡議長 はい、以上で報告第7号につきまして事務局の報告が終わりました。

平岡議長 以上で、予定しました案件はおかげさまで、すべて承認いたしました。その他ですが、事務局から皆様方に連絡がありましたらよろしく願います。

事務局（次長） それでは、私の方から一点何ですけど、一枚のA3の紙両面のものがあると思いますが、これは、公務災害補償制度について、でございます。この制度は、皆様が総会への出席や農業委員会の業務に従事するときに、またその公務の行き帰りの事故によって怪我をした場合などに補償される傷害のみの補償特約付きの普通傷害保険となっております。1ページに内容が説明してありますけど、保険期間は、10月1日から一年間で保険料、補償内容はここに書いてあります記載のとおりとなっております。保険料は毎年一口1,000円のA型を二口で2,000円を毎年掛けておりました。例年どおり2,000円の掛け金を今月の報酬から引かせて頂きたいと思っております。それで、よろしいでしょうか。

全員 はい。異議なし

事務局（次長） それでは、2,000円引かせて頂きます。私の方からは以上です。

事務局 それでは、閉会のあいさつを佐美三副会長にお願い致します。

佐美三副会長 それでは、暑い中お疲れ様でした。第6回農業委員会総会を閉会致します。

平成28年7月29日

議 長  
議事録署名人  
議事録署名人